

〈Vietnam Law 360 2024年ゆく年くる年〉

2025年1月16日
One Asia Lawyers ベトナム事務所

2024年は、ベトナムにとって多くの面で変化の兆しが見受けられた年でした。2024年7月のグエン・フー・チョン前書記長の死去に伴い、同年8月にトー・ラム氏がベトナム共産党書記長に就任しました。これに続いて、ベトナム政府の大規模な再編計画が発表されました。さらに、2024年末には、日本にとっても長年の懸案であったホーチミン市のメトロが開通しました。2025年は、これらの変化がより大きな波紋を呼び起こすものと予想されます。

本号では、2024年に成立した重要法令を振り返るとともに、2025年に成立が予定されている法令について展望します。

1. 2024年に成立した重要法令

2024年に成立した外資企業にとって重要な法令は下記の通りです。

〔法律〕

- 土地法（改正）（施行日：2024年8月1日）
- 金融機関法（改正）（施行日：2024年7月1日）
- 公証法（施行日：2024年11月26日）
- 人民裁判所組織法（改正）（施行日：2025年1月1日）
- 資産競売法（改正）（施行日：2025年1月1日）
- 公的投資法（改正）（施行日：2025年1月1日）
- 首都法（改正）（施行日：2025年1月1日）
- 道路法（施行日：2025年1月1日、一部条項は2024年10月1日施行）
- 道路交通秩序安全法（施行日：2025年1月1日、一部条項は2026年1月1日施行）
- 電力法（改正）（施行日：2025年2月1日）
- 労働組合法（改正）（施行日：2025年7月1日）
- 社会保険法（改正）（施行日：2025年7月1日）
- 健康保険法（改正）（施行日：2025年7月1日）
- 薬事法（改正）（施行日：2025年7月1日）
- データ法（新規）（施行日：2025年7月1日）
- 文化遺産法（改正）（施行日：2025年7月1日）
- 地質・鉱物法（2010年鉱物法の改正）（施行日：2025年7月1日）
- 消防救助法（改正）（施行日：2025年7月1日）
- 都市・農村計画法（2009年都市計画法の改正）（施行日：2025年7月1日）

〔下位法令：政令、決定、通達〕

- 労働契約に基づいて就労する労働者に対する最低賃金について規定する政令 74/2024/ND-CP 号（施行日：2024年7月1日）
- 年金、社会保険給付及び月額給付を調整する政令 75/2024/ND-CP 号（施行日：2024年7月1日）



- 労働契約を締結せずに就労する労働者に対する任意の労働災害保険について規定する政令 143/2024/ND-CP 号（施行日：2025年1月1日）
- 消費者権利保護法の一部条項の細則を規定する政令 55/2024ND-CP 号（施行日：2024年7月1日）
- キャッシュレス決済について規定する政令 52/2024/ND-CP 号（施行日：2024年7月1日）
- 電子取引法の電子署名及び電子署名認証サービスに関する施行細則を規定する政令 130/2018/ND-CP の一部条項を修正・補足する政令 48/2024/ND-CP 号（施行日：2024年5月9日）
- 電子身分証明及び認証に関する政令 69/2024/ND-CP 号（施行日：2024年7月1日）
- 製品・商品のトレーサビリティ管理を規定する通達 02/2024/TT-BKHHCN（施行日：2024年6月1日）
- 一般取引条件・様式に従って契約登録を行わなければならない商品・サービスの一覧を公布する決定 07/2024/QĐ-TTg（施行日：2024年7月1日）
- 価格管理における行政罰を規定する政令 87/2024/ND-CP 号（施行日:2024年8月1日）
- 商業促進活動に関する商法の細則を規定する政令 81/2018/ND-CP 号の一部条項を改正・補足する政令 128/2024/ND-CP 号（施行日：2024年12月1日）
- インターネットサービス及びネット上の情報の管理、提供、使用に関する政令 147/2024/ND-CP 号（施行日：2024年12月25日）
- 銀行業のオンラインサービス提供にかかる安全、セキュリティについて規定する通達 50/2024/TT-NHNN 号（施行日：2025年1月1日）
- 土地法の一部条項の細則を定める政令 102/2024/ND-CP 号(施行日:2024年8月1日)
- 不動産事業法の一部条項の細則を定める政令 96/2024/ND-CP 号（施行日:2024年8月1日）

2024年8月には、土地法をはじめとする不動産関連の法律が施行されました。このほか、ベトナム社会におけるeコマースや電子決済の普及に伴い、DX関連の法整備も進展しました。

2. 2025年に成立が予定されている法案

2025年の法整備プログラムに関する国会決議第129/2024/QH15号並びに59/2024/UBTVQH15によれば、2025年に下記の法律が国会に提出され、制定される見込みです。

(1) 2025年5月国会（第XV期国会第9回会議）において成立が見込まれる法律

1. 性別変更に関する法律
2. デジタル技術産業に関する法律
3. 電気法（改正）
4. 化学物質法（改正）
5. 教師法（改正）
6. 企業における国家資本の管理・投資法（改正）
7. 特別消費税法（改正）
8. 法人所得税法（改正）
9. 雇用法（改正）
10. 国会及び人民評議会の監督活動に関する法律（改正）
11. 広告法（改正）
12. 規格及び技術規制に関する法律（改正）



13. 法規本文書発行法（改正）

(2) 2025年10月国会（第XV期国会第10回会議）において成立が見込まれる法律

1. 上下水道法
2. 受刑者の移送に関する法律
3. 犯罪人引渡法
4. 鉄道法（改正）
5. 都市開発管理に関する法律
6. 国際連合平和維持活動への参加に関する法律
7. 民事判決執行法（改正）
8. 民事事件における法的共助に関する法律
9. 刑事事件における法的共助に関する法律
10. 製品及び商品の品質に関する法律（改正）
11. 個人データ保護法（PDPL）
12. 新聞法（改正）
13. 破産法（改正）

上記の2025年に成立が予定されている法律のうち個人データ保護法（PDPL）に大きな注目が集まっています。この法律が制定されれば、個人データ保護に関する政令（PDPD）の上位法令が制定され、現行規制がより詳細かつ明確になることが期待されています。このほか、現在の立法計画には入っていませんが、行政組織の改編が行われるとすれば、政府組織法や地方政府組織法の改正も立法スケジュールに組み込まれる可能性もあります。大規模な機構改変が行われるとの観測もあり、2025年に最も注目される法改正テーマです。

One Asia Lawyers グループは、日本企業が必要とするアジアの法令情報を網羅的に提供するプラットフォーム「グローバル企業のための網羅的アジア法令会員制情報サイト『Asia Law 360』」を運営しています。このなかで OAL ベトナム事務所は、ベトナムの法令情報を取りまとめた Vietnam Law 360 を発行し、ベトナムの法改正情報を定期的にご提供しています。2025 年も Vietnam Law 360 やニュースレターを通じて、ベトナム社会に生じている変化を皆様にお伝えしてゆきたいと存じます。

以上

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。



<著者紹介> 本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

	<p>松谷 亮 One Asia Lawyers ベトナム事務所代表</p> <p>日系大手のIT企業及び化学・電子部品メーカーにて社内弁護士として合計6年間勤務後、2019年より One Asia Lawyers ベトナムオフィスへ入所、ホーチミン市在住。進出、現地子会社管理（コンプライアンス・人事労務）、新規事業開発案件、M&A、取引先との契約交渉、知的財産に関する契約交渉及び紛争処理案件を数多く経験しており、特に職務経験のあるIT・製造業の法務案件を専門とする。</p> <p>ryo.matsutani@oneasia.legal</p>
---	--

	<p>布井 千博 弁護士法人 One Asia オブ・カウンセラー</p> <p>東海大学法学部と一橋大学大学院国際企業戦略研究科の立ち上げに携わる。中国における経済法・企業法の改正に際して、JICA 法整備支援プロジェクトの一員として関与したことをきっかけにアジア法に関心を持ち、ベトナムには2005年頃より訪問、ホーチミン市やハノイの大学での講義のほか、ベトナム企業法や投資法の改正に際して意見提出を行う。</p> <p>chihiro.nunoi@oneasia.legal</p>
--	---

	<p>山本 大輔 One Asia Lawyers ベトナム事務所 弁護士</p> <p>2015年に弁護士登録し、企業法務を専門に扱う弁護士法人で主に訴訟・紛争解決、労働法関連、コーポレート、M&Aなどの各分野で法律相談、文書作成、訴訟・紛争対応等を行ってきた。2021年から2023年のアメリカのロースクールへの留学、アメリカの法律事務所での研修を経て、海外における日系企業に万全のサポートをしたいと考え、2024年より弁護士法人 One Asia に入所（ベトナム担当）。</p> <p>訴訟・紛争、労働、コーポレートを中心に企業法務に関与してきた経験を活かし、ベトナムにおける企業への法的助言を行い、日本とベトナムの発展に貢献することを目標に活動する。</p> <p>daisuke.yamamoto@oneasia.legal</p>
---	--